

## 1 会計の区分に関する用語

### ○ 一般会計等

地方公共団体の財政の健全化に関する法律における実質赤字比率の対象となる会計で、地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のものが該当します。これは、地方財政統計で用いられている普通会計とほぼ同様の範囲となっています。

### ○ 公営企業会計（法適用企業・法非適用企業）

公営企業とは地方公共団体が経営する企業であり、法適用企業と法非適用企業に分類されます。地方公共団体財政健全化法においては、地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業を法適用企業、地方財政法第6条の規定により特別会計を設けて事業の経理を行っている公営企業であって法適用企業以外のものを法非適用企業と定義しています。

法適用企業には、地方公営企業法の全部を適用することが法律で定められている上水道、工業用水道、軌道、鉄道、自動車運送、電気（水力発電等）、ガスの7事業、法律により財務規定等を適用するように定められている病院事業（以上、当然適用事業）、及び条例で地方公営企業法の全部又は財務規定等を任意で適用する事業（任意適用事業）があります。法非適用事業には、下水道事業、宅地造成事業、観光施設事業等【それぞれ地方公営企業法を任意適用していないものに限る。】があります。

公営企業の経理は特別会計を設けて行うこととされており、その特別会計を公営企業会計といいます。法適用企業の公営企業会計は、企業会計方式により経理が行われ、法非適用企業は、一般会計と同様、地方自治法に基づく財務処理が行われます。

### ○ 一部事務組合

都道府県、市町村及び特別区が、その事務の一部を共同処理するために設ける団体をいいます。

### ○ 地方公社・第三セクター等

地方公社は、自治体の出資する特別法人（土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社の地方3公社）です。

第三セクター等とは、便宜上、次のいずれかに該当する法人をいいます。なお、財政状況等一覧表の記載対象となる第三セクター等は、当該市町の出資比率が25%以上又は補助金や貸付金等の財政支援を行っている法人です。

- ① 民法の規定に基づいて設立された社団法人又は財団法人（民法法人）のうち、市町が出えんしている法人
- ② 商法（会社法）の規定に基づいて設立された株式会社等のうち、市町が出資している法人
- ③ 地方住宅供給公社、地方道路公社又は土地開発公社（地方三公社）
- ④ 地方独立行政法人

## 【参考】会計区分のイメージ

### 一般会計等

#### 一般会計

#### 特別会計(公営事業会計を除く)

・公債管理特別会計・母子寡婦福祉特別会計・市街地再開発事業 等

### 公営事業に係る会計

○公立大学附属病院事業・収益事業会計  
・地公企法非適用の介護サービス事業・有料道路事業・駐車場整備事業

○国民健康保険事業・老人保健医療事業・介護保険事業  
・農業共済事業・交通災害共済事業・公益質屋事業

### 公営企業会計

○地財法上の公営企業(6条)かつ 地公企法の非適用事業  
・地公企法非適用の簡易水道事業・船舶事業・港湾整備事業・市場事業  
・と畜事業・地域開発事業・下水道事業・観光施設事業

### 地方公営企業法

○地公企法の任意適用事業(2条3項)  
・地公企法適用の介護サービス事業・有料道路事業  
・駐車場整備事業・下水道事業 等

○地公企法の一部適用事業(2条2項)・病院事業

○地公企法の当然適用事業(2条1項)

・水道事業・工業用水事業・軌道事業・自動車運送事業  
・鉄道事業・電気事業・ガス事業

## **2 一般会計等に関する用語**

### **○ 形式収支**

形式収支とは、各会計年度における歳入総額から歳出総額を単純に差し引いた額をいいます。

### **○ 実質収支**

実質収支とは、歳入決算額から歳出決算額を単純に差し引いた額（形式収支）から翌年度への繰越し財源を控除した額をいいます。

## **3 公営企業会計等に関する用語**

### **○ 総収益（歳入）・総費用（歳出）**

総収益は、収益的収入（営業収益、営業外収益、特別利益）と資本的収入（企業債、他会計出資金、建設改良補助金等収益に関係のない収入）の合計額をいいます。

総費用は、収益的支出（営業費用、営業外費用、特別損失、予備費）と資本的支出（建設改良費、企業債償還金（元金）等）の合計額をいいます。

### **○ 純損益**

純損益は、一定期間における総収益と総費用との差額をいいます。

## **4 地方公社・第3セクター等の用語**

### **○ 経常損益**

経常損益とは、営業収益及び営業外収益から、営業費用及び営業外費用を控除したものをいいます。一会計年度における法人の経営成績となります。

### **○ 純資産又は正味財産**

貸借対照表において、資産の額から負債の額を除いたものをいいます。

### **○ 債務保証**

債務保証とは、第三セクター等が金融機関等と締結した消費貸借契約等について、経営破綻等により返済不能となった場合に、市町が代わって返済すること等について、市町が当該金融機関と契約することをいいます。地方道路公社や土地開発公社が締結できることとなっています。

## ○ 損失補償

損失補償とは、第三セクター等が金融機関等と締結した消費貸借契約等について、経営破綻等により返済不能となった場合に、確定した損失に対して補償することについて、市町が当該金融機関と契約することをいいます。

## 5 財政指標に関する用語

### ○ 実質赤字比率

当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支から、翌年度に繰り越すべき継続費逓次繰越や繰越明許費繰越等の財源を控除した額をいいます。実質赤字額がある団体を通常「赤字団体」と呼んでいます。

### ○ 連結実質赤字比率

公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率です。

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

### ○ 実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。

借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえます。

地方公共団体財政健全化法の実質公債費比率は、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられる地方財政法の実質公債費比率と同じです。

### ○ 将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。

地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

### ○ 財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値をいいます。

財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえます。

## ○ 経常収支比率

地方公共団体の財政構造弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）等の合計額に占める割合をいいます。

この指標は経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表します。

## ○ 資金不足比率

公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、法適用企業については流動負債の額から流動資産の額を控除した額を基本として、法非適用企業については一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額を基本としています。